

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 医療機関の指定解除
建設業者の登録
完全給食実施の承認
土地改良区定款変更認可
土地改良区役員の退任及び就任
- ” 土地改良事業計画の縦覧
国民健康保険条例制定認可
診療報酬一点単価の認可
建築代理業者の登録
- ◇公告 公共職業補導所補導生の募集
昭和三十年九月二十日鳥取県規則第四十号
中訂正
- ◇公正 誤

告示

鳥取県告示第四百七十二号
結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条
第四項の規定による辞退届があつたので次のように結核
医療機関の指定を解除した。

昭和三十年十月四日

名称	所在地	解除年月日	管轄保健所
早瀬医院	八頭郡河原町 大字河原一九 七ノ三	昭和三十年 九月三十日	郡家保健所

鳥取県告示第四百七十三号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第八条の規定によ
り、次のように建設業者登録簿に登録した。

昭和三十年十月四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号	登録年月日	商号又は名称	おもな営業所の所在地	申請者氏名
鳥取県知事登録 (は)第三八九号	昭和三十年 八月一日	野々村電機工業株式会社	西伯郡境港町大正町五八	取締役社長 野々村信義
〃第三八八号	〃	松岡組	気高郡青谷町大字青谷四、〇二六	松岡 健二
〃第三九〇号	〃八月十二日	有限会社瀧本塗工店	鳥取市新町四〇	取締役社長 瀧本 留治
〃第三九一号	〃八月十六日	石原鉄工所	八頭郡那家町大字米岡五九六ノ一	石原 光義
〃第三九二号	〃	有田組	〃 用瀬町大字用瀬四一四	有田 富治
〃第三九三号	〃八月二十五日	小倉興産	西伯郡名和町大字御来屋一五六	小倉 巖
〃第三九四号	〃	上田組	岩美郡岩美町大字洗井三九二ノ一	上田 節

鳥取県告示第四百七十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)並びに船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)に基く完全給食の実施

施設名	所在地	対象	承認月日	承認番号
国民健康保険直営智頭病院	八頭郡知頭町大字智頭 一、八七五番地	施設全部	昭和三十年九月一日	食第二十三号

を次のとおり承認した。

昭和三十年十月四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第四百七十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、庄内村土地改良区の定款変更にして、昭和三十年九月二十七日認可した。

昭和三十年十月四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第四百七十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨届出があつた。

昭和三十年十月四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

退任した役員の名及び住所

鳥取市晩稻土地改良区

理事 平木 恒次 鳥取市晩稻

〃 森下友五郎 〃

〃 太田 昇平 〃

〃	宮本 徳道	〃
〃	中村 敏男	〃
〃	沢北 豊治	〃
〃	寺西 題吉	〃
北条川土地改良区		東伯郡北条町大字土下
理事 野田千賀雄		
庄内村土地改良区		西伯郡名和町大字古御堂
理事 遠藤 友義		
〃	谷田仙四郎	〃
〃	野口 雄治	〃
〃	竹藤登亀好	〃
〃	桑本 知義	〃
〃	谷 慶雄	〃
〃	中原 義隆	〃
〃	美柑福三郎	〃
〃	谷野 隆一	〃
就任した役員の名及び住所		
鳥取市晩稻土地改良区		大字大塚
		大字押平

湯原平治郎	大字福方	吉田 行夫	"
池松 議政	大字日下	前田 章一	"
仲田 徳治	"	福田 正	"
池松納司男	"	松尾 重寿	"
木下 勲	"	白石 節夫	"
奥田 富治	大字福方	白石 恒雄	"
田中 貢	大字日下	山尾 伝一	"
松本 伝明	"	小松 祥式	"
加藤久三郎	大字福方	景山日出男	"
高橋 重雄	大字石州府		
船越 甚三	大字福方		
永富 友明	大字日下		
松原利三郎	大字福方		
永井 幸春	"		
影山 嘉重	大字河岡		
法勝寺土地改良区			
理事 内藤 丈	西伯町大字法勝寺		
高橋 彌一	"		

鳥取県告示第四百七十八号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七条第一項の規定により、別表のとおり土地改良区設立の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画及び定款につき詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十年十月四日

鳥取県知事 遠 藤 茂	鳥取県知事 遠 藤 茂	三 縦覧の場所 別表のとおり
一 縦覧に供すべき書類の名称	二 縦覧の期間	四 異議の申立
（一）土地改良事業計画の写	昭和三十年十月五日から同年十月二十四日まで	利害関係人において公告に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。
（二）定款の写		
別表		
住 設 立 認 可 申 請 人	住 設 立 認 可 申 請 人	土地改良区の名称
氏 名	氏 名	縦 覧 の 場 所
八頭郡船岡町大字見槻中	森田正一外十四人	八頭郡船岡町役場
西伯郡大高村大字泉	吉川芳治外十四人	西伯郡大高村
鳥取県告示第四百七十九号		
国民健康保険を行う次の町に対し国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項の規定に基き条例の制定を次のとおり認可した。		
昭和三十年十月四日		
鳥取県知事 遠 藤 茂		
国民健康保険を行う町	認可条例	認可年月日
気高郡鹿野町	鹿野町国民健康保険条例	昭和三十年九月十五日
鹿野町	国民健康保険運営協議会条例	"

鳥取県告示第四百八十号
 国民健康保険を行う次の町に対し国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項の規定に基き条例の制定を次のとおり認可した。

昭和三十年十月四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

国民健康保険を行う町	認可条例	認可年月日
西伯郡 西伯町国民健康保険条例		昭和三十年七月一日

税条例	
直営病院設置条例	
直営病院使用料及び手数料条例	
運営協議会条例	

鳥取県告示第四百八十一号

国民健康保険を行う西伯町に対し国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八条ノ六の規定に基き診療報酬一点単価決定の件を認可した。

昭和三十年十月四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

診療報酬一点単価 十一円五十銭

鳥取県告示第四百八十二号

鳥取県建築代理業条例（昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十五号）第六条第一項の規定により鳥取県建築代理業者名簿に次のように登録した。

昭和三十年十月四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号	登録年月日	現本	住	籍	事務所名称	業務管理者
三三二	昭和三十一年一月四日				永原工務店	永原勇美夫
九一四						同上

三三三	"				鳥取市片原二丁目一六番地ノ二	小谷 平内	一級建築士
三三四	"				立川二丁目三番地中村秀雄方	小谷 平内	同上
三三五	"				広島県三次市栗屋町三七の一	城平 建設有限公司	二級建築士
三三六	"				鳥取市西町二〇〇	城平 実	同上
三三七	"				西伯郡中浜村大字佐斐神一、四五九	富士工務所	二級建築士
三三八	"				境港町佐斐神一、三〇五	足立富士夫	同上
三三九	"				東伯郡由良町字由良宿	道祖尾建築事務所	二級建築士
三四〇	"				東伯郡赤碓町大字赤碓五九	道祖尾筆藏	同上
三四一	"				倉吉市新町三丁目二、三三九	中本 信秋	二級建築士
三四二	"				余戸谷町二、九九八の六	小野 清重	二級建築士
三四三	"				東伯郡北条町大字田井二五一合併地	小野 建築事務所	同上
					倉吉市住吉町九八	株式会社河田組	二級建築士
					東伯郡泊村大字泊七四〇	河田 勉三	同上
					東伯郡泊村大字泊一、五五二	興和建設工業株式会社	建築士
					倉吉市越中町二、〇六四	米沢 美好	上野須磨雄
					余戸谷町二、九九一ノ九八	米村 定雄	二級建築士
					東伯郡北条町大字不神五六七ノ一	宮崎 三郎	二級建築士
						高坪 建築事務所	同上
						高坪 龜藏	二級建築士

